第 5 回　長良川遊水地河川環境調査検討会
議事要旨

日時　：　令和 8 年 10 月 15 日（木）13:00～15:00
場所　：　木曽川上流河川事務所（木曽川ダム統合管理事務所 2 階会議室）
出席者：　西條　好廸　　(一財)自然学総合研究所 理事・顧問
　　森　　誠一　　岐阜協立大学 地方創生研究所所長・特任教授
　　※藤田　裕一郎　　岐阜大学 名誉教授は御欠席

【議事】

（１）　長良川遊水地河川環境調査検討会　規約（改正案）

長良川遊水地河川環境調査検討会　規約（改正案）について、了承された。

（２）　前回検討会における主な指摘と対応

前回（第 4 回）検討会における主な指摘と対応について、“間接的な影響を受けると考えられる範囲”の設定の考え方にあたっては、遊水地区間の上下流をより広く確認するべきとの意見があった。

（３）　前回検討会以降に実施した河川環境調査結果の報告

各種レッドリスト改訂に伴って長良川遊水地事業にかかる重要種とその選定基準を見直すことについて、了承された。

また、前回検討会以降に実施した重要種の個別調査及び河川水辺の国勢調査（底生動物、陸上昆虫類）の結果を報告した。

（４）　長良川遊水地の整備に係る動植物の保全対策について

令和８年度の施工予定工事の位置と内容、影響範囲における重要種の事前調査とその対応について報告し、了承された。

また、過年度工事による重要種（植物）の移植後のモニタリング調査結果について報告し、了承された。

（５）　今後の予定

今後の予定について、了承された。

また、長良川遊水地（美濃市地区）における内川（長良川副流路）の現状や周辺環境について報告した。

以上、議事における質疑等の主な意見は以下のとおり。

【主な意見】

（前回検討会における主な指摘と対応）

・“間接的な影響を受けると考えられる範囲”の設定の考え方について、事業による直接的な影響がある範囲よりも広くモニタリングを行っていく方針には賛成する。一方で、特に下流部は土砂流出等の影響が想定されるため、設定範囲を現在よりも広くすることを検討するべきでは

ないか。特に、長良川遊水地（関市地区）下流の砂州については、岐阜県の河川事業による影響も考慮できるよう、検討する必要があるのではないか。
・遊水地を整備することで、瀬-淵の位置は現在の状態から変化すると考えられる。よって、遊水地区間上下流のより広い範囲で”間接的な影響を受けると考えられる範囲”を設定するべきという考え方は理解できる。
・河川の形状を変化させる場合には、河川の瀬-淵の構造や流れを制御するようなことは考えず、（最終的な河川の形状は）自然に任せるという考え方をするべきではないか。

→遊水地の工事に伴い、河道形状や流況も変化することは想定されるため、モニタリング結果をもとに対応を検討していきたい。

・内川は近年できた、中島は河道内氾濫原であったという理解でよいか。
・中島や内川は人為的な影響で現在のような形になったことは事実であると考える。

→内川はかつてから流路が存在しており、近年は人為的に掘削されたことで現在のような流路になったと認識している。

・魚類及び両生類による忌避行動調査について、ネコギギやオオサンショウウオは夜行性のため、夜間調査でないとこれらの種の行動は確認できないのではないか。

→昨年度に実施した忌避行動調査は試験施工が日中であったことから日中の潜水観察であるため、ネコギギやオオサンショウウオに対する影響を直接確認はできていない。
→日中の調査では特筆すべき影響は見られなかった、という結果自体はひとつの知見となった。

（前回検討会以降に実施した河川環境調査結果の報告）
・各種レッドリストのランク外となった種を遊水地事業での重要種の選定から除外することに対して異論はない。ただし、特にクヌギについては人為的に移入された個体群である可能性があるものの、現時点では天然の分布域はあまり理解されておらず、重要な種であることに変わりはないことを認識いただきたい。

・重要種の選定の見直しについて、了承する。見直しの結果、新たに重要種となる種はいないか。

→これまでの調査結果では重要種ではなかったものの、今般のレッドリスト等の改訂により重要種の基準を満たす種もあると考えられることから、改めて整理したい。
→過去の確認種も含め、重要種の選定を行うこと。

・今年度調査で確認されたオオサンショウウオの幼体について、上流から流れ落ちてきたものであるか、確認地点周辺で繁殖したものであるか、判断できるのか。

→いずれかの判断は難しいものの、確認地点周辺で繁殖した個体である可能性は否定できないと考える。その場合は、オオサンショウウオの繁殖場所として重要な場所であるといえるため、より詳細な調査や検討が必要になると考える。

・ネコギギやオオサンショウウオといった国の天然記念物が生息している環境は、地域の自然財産と捉えることができるため、地域と連携を図りながら保全に努めていただきたい。

・オオサンショウウオについて、今後マイクロチップが装着された個体が確認された際は、当該個体の採捕履歴も報告すること。

・確認種のリストの体裁について、調査の結果、確認された個体が 0 個体であったことを示すのであれば空欄ではなく 0 と表記してもよいのではないか。

（長良川遊水地の整備に係る動植物の保全対策について）

・カワラハハコ等の移植について、移植場所が増水等の影響を受けづらい安定した場所であれば、一度はこれらの種が活着しても他の植物が侵入して競争に負けてしまうことが考えられ、逆に水際に近い砂礫地であれば、（増水等で流されてしまいやすいものの）他の植物も侵入しにくいことから、これらの種が生き残れるという裏腹な関係がある。また、これらの種はキク科であり、種子は風散布されるものである。よって、移植後のモニタリング結果を重く受け止める必要はないと考える。

・河道掘削の実施状況、玉石の残置状況について教えてほしい。

→昨年度に引き続き、河道掘削範囲の下流から約 50m 区間の掘削を実施する。出水時における掘削部からの細粒分土砂の流出抑制のために掘削範囲水際部には小堤を設ける。また、水際部にある礫河原は掘削を予定しない。

・濁水対策等について配慮しながら施工していることは理解した。現在、河道掘削等を行っている周辺はオオサンショウウオの幼体やネコギギが確認された場所に近いため、慎重に対応いただきたい。

・堤防補強と護岸整備は分けて表記しているのか。堤防の嵩上げはあるのか。

→堤防補強とは、川裏側の法面補強として実施する。護岸整備とは、川表の老朽化した護岸の更新を指して表記している。堤防の嵩上げは実施しない。

（今後の予定）

・内川の創出について、上流端または下流端の形状についても検討する必要がある。特に下流端については長良川本川からの逆流も考えられるため、ラッパ状にする方が良いのではないか。環境の多様性ということも含め、検討いただきたい。

・遊水地の堤内地の利活用について、国交省としての考えや地元からの要望について確認したい。

→遊水地機能を確保しながら、美濃市と調整して利活用について検討していきたい。
国と連携しながら、活用方法について検討していきたいと考える。（美濃市）

・外来種（アライグマやハクビシン等）の住処となる可能性があるため、定期的な植生管理を行い堤内地が樹林化してしまうことを回避すべきである。

以上